

大阪府がん診療拠点病院等設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、専門的ながん診療機能の充実を図るため、大阪府がん診療拠点病院（以下「府がん拠点病院」という。）、大阪府がん診療推進病院（以下「府がん推進病院」という。）、大阪府がん診療拠点病院（肺がん）（以下「府がん拠点病院（肺がん）」という。）及び大阪府小児がん拠点病院（以下「府小児がん拠点病院」という。）を指定することにより、大阪府におけるがん医療水準の向上を図るとともに、府民が安心かつ適切ながん医療が選択できることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「府がん拠点病院」、「府がん推進病院」、「府がん拠点病院（肺がん）」及び「府小児がん拠点病院」とは、第3条により、大阪府知事（以下「知事」という。）が指定した病院をいう。

(指定)

第3条 知事は、府内に所在する医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院から、以下の要件をすべて満たすものについて、府がん拠点病院、府がん拠点病院（肺がん）又は府小児がん拠点病院として指定することができる。

（1）別途定める大阪府がん診療拠点病院指定要件（以下「府がん拠点病院指定要件」という。）又は大阪府小児がん拠点病院指定要件（以下「府小児がん拠点病院指定要件」という。）を満たしていること。

（2）指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、別途定める「大阪府がん診療拠点病院新規指定・指定更新申請書」又は「大阪府小児がん拠点病院新規指定・指定更新申請書」を知事に提出していること。

（3）大阪府がん対策推進委員会がん診療連携検討部会（以下「部会」という。）において指定することが適当と認められたもの。

2 前項の府がん拠点病院の指定に係る規定は、府がん推進病院の指定について準用する。この場合において、同項（1）の「大阪府がん診療拠点病院指定要件（以下「府がん拠点病院指定要件」という。）又は大阪府小児がん拠点病院指定要件（以下「府小児がん拠点病院指定要件」という。）」とあるのは「大阪府がん診療拠点病院指定要件（以下「府がん拠点病院指定要件」という。）（ただし、第2の1（1）ア（ア）において、「肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がん」は「肺がん、胃がん、肝がん、大腸がん及び乳がんのうち4がん」と読み替えるものとする）」に読み替えるものとする。

3 知事は、指定を行った場合、別途定める「大阪府がん診療拠点病院指定通知書」、「大阪府がん診療推進病院指定通知書」、「大阪府がん診療拠点病院（肺がん）指定通知書」

又は「大阪府小児がん拠点病院通知書」により、開設者に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 知事は、指定要件を満たさないと判断されるとき又は開設者から指定解除の申し出があったときは指定を取り消すことができる。
- 5 指定期間は原則として4年とする。ただし、開設者による指定更新申請による再指定を妨げない。
- 6 指定期間に内に「がん診療連携拠点病院等の整備について（令和4年8月1日付健発0801第16号）」に基づく指定を受けた場合は、その時点で第1項に定める府がん拠点病院又は府がん拠点病院（肺がん）若しくは第2項に定める府がん推進病院の指定は効力を失うものとする。
- 7 指定期間に内に「小児がん拠点病院等の整備について（令和4年8月1日付健発0801第17号）」に基づく指定を受けた場合は、その時点で第1項に定める府小児がん拠点病院の指定は効力を失うものとする。

(大阪府への現況報告)

第4条 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は、毎年、現況報告を11月末日までに知事に提出すること。なお、同報告においては、原則として、診療実績については前年の1月から12までの期間を、診療実績以外の要件については提出する年の9月1日を基準とすること。

(改善指導、勧告又は指定の取り消し等)

第5条 知事は、府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）又は府小児がん拠点病院における指定要件（第3条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）の充足状況に関して疑義が生じた場合など、必要と判断したときは、文書での確認や実地調査等の実態調査を行う求めることができるものとする。

2 知事は前項に規定する実態調査の結果、府がん拠点病院及び府小児がん拠点病院が指定要件を欠くに至ったと認めるときは、部会の意見を踏まえ、当該病院に対し、改善指導、勧告又は指定の取り消し等の対応を行うことができるものとする。

(府への協力)

第6条 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は、府が実施するがん対策事業について積極的に協力するものとする。

(都道府県がん診療連携拠点病院等への協力)

第7条 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は、「大阪府がん対策推進計画」に基づき都道府県がん診療連携拠点病院又は厚生労働大臣が指定する小児がん拠点病院（以下「国小児がん拠点病院」という。）が実施する取組に対して、積極的に協力するものとする。

(広報)

第8条 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は、その役割、診療機能及び患者支援の取組等について、府民への周知に努めるものとする。

(情報公開)

第9条 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は、府がん拠点病院指定要件第2の1、2及び4、同第3の1、2及び4（第3条第2項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに府小児がん拠点病院指定要件の第2の1及び3に関する情報を積極的に公表すること。

- 2 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は、府が新規指定申請書・指定更新申請書・現況報告書を公表することに同意すること。
- 3 府がん拠点病院、府がん推進病院、府がん拠点病院（肺がん）及び府小児がん拠点病院は府が府内のがん医療を評価するために、がん登録や現況報告書等を活用して生存率等を算出し、公表することに同意すること。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年9月30日から施行する。
- 2 平成20年7月25日制定の大阪府がん診療拠点病院設置要綱（以下、「旧要綱」という。）は廃止する。
- 3 旧要綱第3条第1項の規定による指定を既に受けている病院は、令和2年3月末日までの間に限り、府がん拠点病院として指定を受けているものとみなす。なお、令和3年3月末日まで指定を受けている府がん拠点病院にあっても、指定の有効期間は令和2年3月末日までとする。
- 4 旧要綱第3条第1項の規定による指定を既に受けている病院のうち、府がん拠点病院指定要件第2に規定する府がん拠点病院において、第2の1の（1）のアの（コ）、ウの（ウ）及び（エ）、エの（ア）、オの（キ）、（3）のアの（キ）、3の（1）、4の（1）のエの（ア）及び（イ）、カ、キ、＜相談支援センターの業務＞のイ、ス、セ、ソ、タ及びチ、（2）のイ、（3）のア、7の（3）及び（4）、（5）の①、②及び③、（6）のいずれかの要件を満たしていない場合は、この要綱第3条第4項の規定に関わらず、令和2年4月からの1年間に限り指定の更新を行うこととする。（以下、当該更新を行った病院を「経過措置1年間の府がん拠点病院」という。）また、第2の1の（2）のアの（ア）、（ウ）及び（エ）に規定する医師、イの（イ）及び（ウ）に規定

する看護師、2のアの(エ)に規定する診療実績、7の(1)に規定する医師、(2)に規定する薬剤師及び看護師のいずれかの要件を満たしていない場合は、この要綱第3条第4項の規定に関わらず、令和2年4月からの2年間に限り指定の更新を行うこととする。(以下、当該更新を行った病院を「経過措置2年間の府がん拠点病院」という。)ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経過措置に係る要件を満たせない場合、知事は文書での確認や実地調査等の実態調査を行うことができるものとする。その結果、病院の責めに帰すべき事由によらないものであると知事が判断したときは、要件を満たすまでの必要な期間について経過措置期間を延長することができる。なお、本附則のいずれに該当する場合であっても以下の要件を満たしていることを求める。

①情報の収集提供体制

(1) がん相談支援センター

ア 相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者及びその家族に對し、周知が図られる体制を整備すること。

<相談支援センター業務>

ア 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供

(2) その他

我が国に多いがん以外のがんについて、集学的治療等を提供する体制を有し、及び標準的治療等を提供している場合は、当該がんに対する診療内容について病院ホームページ等でわかりやすく広報すること。

②診療従事者

(1) 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

ア 当該施設で対応可能ながんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。

イ 専門的な知識及び技能を有する化学療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師は、原則として専任（当該診療の実施を専ら担当していることをいう。この場合において、「専ら担当している」とは、担当者となつていればよいものとし、その他診療を兼任していても差し支えないものとする。ただし、その就業時間の少なくとも5割以上、当該診療に従事している必要があるものとする。以下同じ。）であること。

ウ 身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を緩和ケアチームに、1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専任であることが望ましい。

(2) 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

ア 外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師は専従（当該診療の実施日

において、当該診療に専ら従事していることをいう。この場合において、「専ら従事している」とは、その就業時間の少なくとも8割以上、当該診療に従事していることをいう。以下同じ。)であることが望ましい。また、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師もしくはがん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。

イ 緩和ケアチームに、専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師については専従であることが望ましい。また、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかであること。

5 旧要綱第3条第1項の規定による指定を既に受けている病院のうち、府がん拠点病院指定要件第3に規定する府がん拠点病院（肺がん）において、第3の1の（1）のアの（コ）、ウの（ウ）及び（エ）、エの（ア）、オの（キ）、（3）のアの（カ）、3の（1）、4の（1）のエの（ア）及び（イ）、カ、キ、＜相談支援センターの業務＞のイ、ス、セ、ソ、タ及びチ、（2）のイ、（3）のア、7の（3）及び（4）、（5）の①、②及び③、（6）のいずれかの要件を満たしていない場合は、この要綱第3条第4項の規定に関わらず、令和2年4月からの1年間に限り指定の更新を行うこととする。

（以下、当該更新を行った病院を「経過措置1年間の府がん拠点病院（肺がん）」という。）また、第3の1の（2）のアの（ア）、（ウ）及び（エ）に規定する医師、イの（イ）及び（ウ）に規定する看護師、2のアの（エ）に規定する診療実績、7の（1）に規定する医師、（2）に規定する薬剤師及び看護師のいずれかの要件を満たしていない場合は、この要綱第3条第4項の規定に関わらず、令和2年4月からの2年間に限り指定の更新を行うこととする。（以下、当該更新を行った病院を「経過措置2年間の府がん拠点病院（肺がん）」という。）ただし、新型コロナウイルス感染症拡大の影響等により、経過措置に係る要件を満たせない場合、知事は文書での確認や実地調査等の実態調査を行うことができるものとする。その結果、病院の責めに帰すべき事由によらないものであると知事が判断したときは、要件を満たすまでの必要な期間について経過措置期間を延長することができる。なお、本附則のいずれに該当する場合であっても以下の要件を満たしていることを求める。

①情報の収集提供体制

（1）がん相談支援センター

ア 相談支援センターの機能について、主治医等から、がん患者及びその家族に対し、周知が図られる体制を整備すること。

＜相談支援センター業務＞

ア 診療機能、入院・外来の待ち時間及び診療従事者の専門とする分野・経歴など、地域の医療機関及び診療従事者に関する情報の収集、提供

②診療従事者

(1) 専門的な知識及び技能を有する医師の配置

- ア 肺がんについて専門的な知識及び技能を有する手術療法に携わる医師を1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。
- イ 専門的な知識及び技能を有する化学療法に携わる常勤の医師を1人以上配置すること。なお、当該医師は、原則として専任であること。
- ウ 身体症状の緩和に携わる専門的な知識及び技能を有する医師を緩和ケアチームに、1人以上配置すること。なお、当該医師については、原則として常勤であること。また、専任であることが望ましい。

(2) 専門的な知識及び技能を有する医師以外の診療従事者の配置

- ア 外来化学療法室に、専任の化学療法に携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師は専従であることが望ましい。また、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師もしくはがん化学療法看護認定看護師であることが望ましい。
- イ 緩和ケアチームに、専任の緩和ケアに携わる専門的な知識及び技能を有する常勤の看護師を1人以上配置すること。当該看護師については専従であることが望ましい。また、当該看護師は公益社団法人日本看護協会が認定を行うがん看護専門看護師、緩和ケア認定看護師、がん性疼痛看護認定看護師のいずれかであること。

6 附則第4及び第5の規定により指定の更新を行った府がん拠点病院が要綱第3条第1項第1号で定める府がん拠点病院指定要件の全てを満たし、更新を行う場合の指定期間は要綱第3条第4項の規定に関わらず、令和6年3月末日までとする。

ただし、附則第4及び第5により規定する経過措置1年間の府がん拠点病院及び経過措置1年間の府がん拠点病院（肺がん）が、令和3年4月以降も指定を受けようとする場合において、府がん拠点病院指定要件の全てを満たさず、経過措置2年間の府がん拠点病院の指定要件又は経過措置2年間の府がん拠点病院（肺がん）の指定要件を満たしている場合の指定期間は、要綱第3条第4項の規定に関わらず令和4年3月末日までとする。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和3年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年3月26日から施行する。
- 2 改正前の要綱第3条第1項の規定による指定を既に受けている病院は、令和6年3月末日までの間に限り、府がん拠点病院、府がん拠点病院（肺がん）又は府小児がん拠点病院として指定を受けているものとみなす。
- 3 改正前の要綱第3条第1項の規定による府がん拠点病院又は府がん拠点病院（肺がん）の指定を既に受けている病院であって、令和5年度に指定更新申請を行ったものについては、改正後の第3条第1項及び第5項の規定にかかわらず、府がん拠点病院指定要件第2の2を満たしている場合は、知事は、大阪府がん対策推進委員会がん診療連携検討部会に意見を聴いた上で、令和6年4月1日から府がん拠点病院又は府がん拠点病院（肺がん）として指定することができる。
- 4 改正後の第1条、第2条、第3条第2項、第3項及び第6項、第4条、第6条、第8条、第9条第1項及び第3項の府がん推進病院に係る規定は、令和6年度以降に提出される現況報告を踏まえて知事が決定する令和7年4月1日以降の指定について適用する。